

[事案 24-114] 入院給付金支払請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

失効した契約につき、復活保険料を支払ったにもかかわらず、支払日と同日に開始した入院について、給付金を不支払いとされたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

契約が失効したので、復活の手続きをし、平成 23 年 12 月 31 日に復活保険料を支払った（責任開始）が、その数時間前に医師から指示があった入院について、給付金の支払い対象外とされた。復活手続の際、「長距離ドライバーで自宅に帰れないので、復活保険料の払込用紙を勤務先へ送ってほしい」と保険会社の担当者に頼んだにもかかわらず、自宅へ送られたせいで支払いが遅れてしまった。よって、平成 23 年 12 月 31 日に入院した給付金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

本件入院は、責任開始時前の疾病を原因とするものであるため、入院給付金を支払うことはできない。また、申立人と担当者間で、復活保険料の払込用紙を勤務先宛に送付する旨の合意は存在しない。復活手続の際、担当者は申立人に対し、復活保険料の払込みがなされなければ責任が開始しない旨の説明を行っており、申立人もその点は認識していたはずである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、入院給付金が支払われるべきか否かは、本件疾病が「責任開始時以後に生じた」疾病に該当するか否かで決まること、本件疾病の発病時期は、主治医、前医とも、「自覚があった約 2 週間前（平成 23 年 12 月 31 日の約 2 週間前）ではないか」と回答しており、本件疾病が「責任開始時以後に生じた」疾病ではないことは明らかであることから、下記の事情を踏まえ、申立内容は認められないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、あらかじめ担当者に対して、自宅ではなく、勤務先に払込用紙を送付するよう依頼していたが、保険会社が、その依頼に反して、申立人の自宅に払込用紙を送付したことにより、保険料の納付が遅れたと主張する。しかし、関係証拠によっても、申立人が担当者に対し、払込用紙を申立人の勤務先に送付するよう依頼したとの事実を認定するに足る証拠は見出せない。なお、払込用紙は、作成日（平成 23 年 12 月 21 日）の翌日頃に、申立人の自宅に到達していたと推認され、仮に、この頃、払込用紙が申立人の勤務先に到達しており、直ちに申立人が復活保険料を支払ったとしても、本件疾病の発病時期が前述のとおりであるとすれば、本件疾病が「責任開始時以後に生じた」疾病ではないことに何ら変わりない。
- (2) なお、約款によれば、復活の責任開始時は「保険料を受け取った時」と規定されている。この場合の「時」とは、「時点」を意味すると解されるが、本件疾病の発症時期を平成 23 年 12 月 31 日 16 時頃と考えても、保険会社が「保険料を受け取った時」は同日 21 時 47 分頃であり、いずれにしても、本件疾病の発症が責任開始時より前の発症であることには変わりない。